

「知的財産事件審理法」改正草案要点説明

「知的財産事件審理法（以下「本法」という）」は、2007年3月28日の公布以来、3回の改正が行われ、最新の改正は2021年12月8日に公布された。今回の改正草案は、追加40条と改正41条の計81条で構成されており、現行法（計41条）と比較して規範の密度が大幅に上がっているとみられる。この草案は2022年9月29日に行政院の決議を経て立法院に送られ審議されている。今回の本法に対する全面的な見直しと改正は、産業の国際競争力を高め、より専門的で効率的な知的財産訴訟制度を構築するために行われたものである。改正条文における「営業秘密」に関する部分は弊所が2022年11月号にて別途執筆公開しているため、本文では改正草案のその他の要点について簡潔に解説する。

一、弁護士強制代理制度の追加

知的財産「民事」事件の高度な法律専門性を考慮し、また当事者の権益を保護するため今回の改正草案では、特定された類型の知的財産民事事件においては、強制的に弁護士が代理することが定められている。その類型は、以下の状況が含まれる。

- 第1審訴訟物の金額又は価額が民事訴訟法第466条に定める第三審へ上告できる訴額（原則としてNT\$100万以上）を超える場合
- 専利（特許・意匠・実用新案）権、コンピュータープログラムの著作権又は営業秘密により訴訟に関わる場合
- 起訴前の証拠保全命令申立て又は保全手続事件の場合
- 前に挙げた3つの類型の事件から生じるその他の事件への申立て又は抗告の場合
- 第2審、第3審又は再審事件の場合（改正条文第10条参照）

二、専門家の参加

（一）査証制度の導入

情報技術や人工知能などの関連技術の急速な発展に伴い、専利権者の立証が難しくなっている問題を解決し、裁判所の真相究明に協力するために中立、且つ

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

専門知識を有する専門家が現場に出向き、一定の法的強制力を持った証拠収集手続きを行う必要がある、またその専門的な経歴に基づいて裁判所を支援できるようにしたのがこの「査証制度」である。この改正草案では、裁判所は、専利権侵害事件、コンピュータープログラムの著作権及び営業秘密の侵害事件においては、当事者の申立てにより、査証人を任命して、相手方又は第三者が所持し、又は管理する書類又は装置設備について査証を行うことができるという規定が追加される（改正条文第 19 条、第 27 条参照）。

(二) 専門家証人制度の改定

この「専門家証人」制度は、知的財産民事事件については、「商業事件審理法」第 47 条から第 52 条及び第 75 条の「専門家証人」に関わる規定を準用する追加規定である。そのうちの「専門家証人」とは、裁判所が事実、証拠、及び経験則を理解又は認定するのに役立つ専門分野での相当な知識、経験又は教育及び訓練を受けた人を指す。当事者は裁判所の許可を得て、専門的意見を提供する専門家証人を選ぶことができる（改正条文第 28 条及び商業事件審理法の関連条文参照）。

(三) 第三者意見募集制度の導入

この改正草案は日本の法令を参考にして、知的財産民事事件に関する法律の適用、技術的判断その他の必要な点について、裁判所は、当事者の申立てにより、相手方の意見を聴いて、必要があると認めるときは、裁判所のウェブサイト上で一定期間を定めて、当事者以外の者、機関又は団体に対し、意見書又は資料の提出を求めることができるという「第三者意見募集制度」の規定を追加する。かかる第三者から提供された意見書又は資料は、裁判の参考のみに供し、裁判所はこれに拘束されず、応答する義務も負わない（改正条文第 29 条参照）。

三、専利法及び商標法改正草案¹に合わせた改定

専利法及び商標法の改正草案によると、専利法の「(初審査での拒絶査定に対する)再審査」制度と商標法の「商標登録異議申立て」制度の削除に伴い「複審・紛争審議制度（日本の知的紛争処理の「審判制度」に相当）」が設置される予定である。これにより、専利権・商標に関する案件は「複審案」と「紛争案」とに区分され、その内

¹ 専利法の改正草案に関する紹介は、弊所 2021 年 6 月号ニューズレターをご参照ください。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

「複審案」には拒絶査定複審案（日本の「拒絶査定不服審判」に相当）、存続期間延長出願の複審案などの種類があり、「紛争案」には専利権の摘発（日本の「無効審判」制度に相当）、商標の評定と廃止などの種類がある。

上述二つの改正草案に合わせて、本法の改正草案では、「複審・紛争審議制度」に関わる「複審訴訟」及び「紛争審議訴訟」について、その手続規定が現行の行政訴訟手続から民事訴訟手続の準用へと変更され、すなわち双方当事者（例えば請求人と商標権者）が対立する対審構造が採られることとなり、また関連規定についても改定される（改正条文第 55 条から第 58 条参照）。

四、紛争解決機能の強化

（一）裁判所と知的財産責任担当機関との交流制度の確立

日本の法令を参考にし、訴訟の迅速化と判断の齟齬を防ぐため、裁判所と知的財産責任担当機関との情報交換制度を追加し、当事者が知的財産権に取消し又は廃止の原因があると主張又は抗弁する場合、裁判所は知的財産責任担当機関に直ちに通知するものとする（改正条文 43 条参照）。また、裁判所が知的財産権の有効性に関する判断、専利権範囲の適法性の是正などの争議について、適切な審判を下すために知的財産責任担当機関に意見を求めることができる（改正条文 45 条参照）。

（二）訴訟参加の拡大

知的財産権益について専用実施権を設定した場合、権利者、営業秘密の所有者又は専用実施権者の一方は、知的財産民事訴訟が発生したとき、訴訟の旨を相手方に積極的且つ適時に通知し、相手方に訴訟に参加するかどうか斟酌する権利を与えなければならない（改正条文第 46 条参照）。また、知的財産刑事訴訟において、侵害の内容と範囲などを最も理解しているのは被害者であることを鑑み、被害者の権益を保護するために、被害者の訴訟参加に関する規定が追加される（改正条文第 71 条参照）。

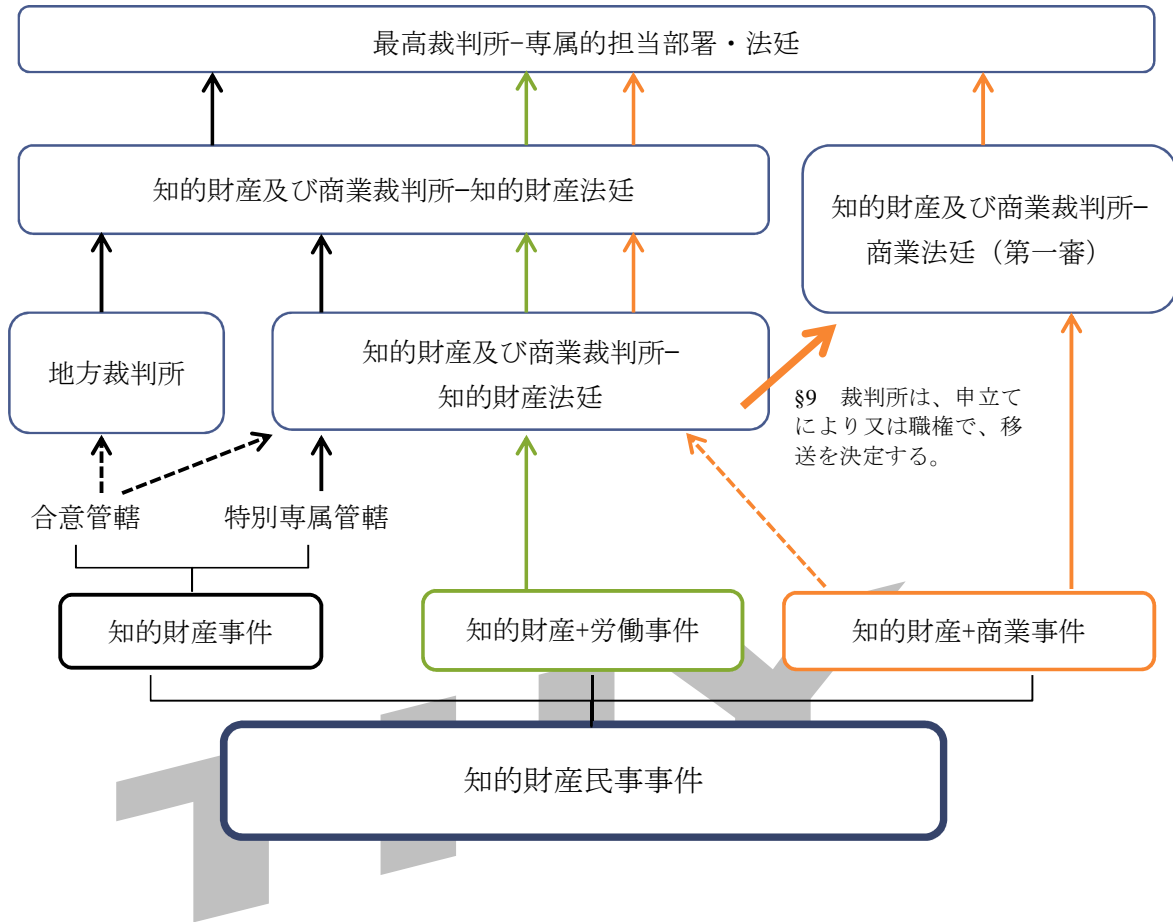
（三）民事事件特別専属管轄及び競合管轄裁判所についての明確化

知的財産第一審民事事件の特別専属管轄が改正され、また知的財産第一審民事事件、労働事件、商業訴訟事件が競合するときの管轄裁判所と法律適用についても明確に定められる（改正条文第 9 条参照）。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

■ 知的財産民事事件管轄裁判所



本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。